

国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法改正の議論を同時並行で進め、活発な憲法議論を行うことを強く求める意見書

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下、「国民投票法の一部を改正する法律」という。）案が令和3年6月11日、第204回国会において可決、成立した。国民投票法の一部を改正する法律は、駅構内やショッピングセンターでの共通投票所の設置等を始め、平成28年に改正された公職選挙法の規定に沿った形となり、その利便性の向上は明白であるが、第196回国会に提出された平成30年6月以来、8国会にわたり継続審議となるなど、成立まで3年もの長い月日を要している。

また、国民投票法の一部を改正する法律は、令和3年5月6日の衆議院憲法審査会において、国民投票運動中の広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限等については「この法律の施行後三年を目途に（中略）検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」と附則に追加することで修正合意されたものであるが、国民投票に関する議論は、憲法改正に要する手続の向上を目指すものであり、国家の指針である憲法本体の議論と直結している。「三年を目途」の文言はあくまでも目安であり、国民の生命を守るという国会の重要な責務を果たすためにも憲法改正の議論と併せて可及的速やかに、一定の結論を出すことが強く求められている。

よって、国においては、国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法改正の議論を同時並行で進め、活発な憲法議論を行うとともに、憲法改正について、主権者たる国民の理解を得るよう全力で取り組んでいくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
総務大臣
法務大臣

福島県議会議長 太田光秋